

## 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会

### 第5回協議会 議事録

日 時：平成24年8月31日(金) 15:30～17:50

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、  
花谷充愉委員、中村哲之助委員、大内啓治委員、坂井良和委員、明石直樹委員、  
高山仁委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第5回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、定足数ですが、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約第6条第2項により、2分の1以上の本日は20名全員の委員の先生方がご出席いただいております。定足数に達し、会議は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、早速ですが、本日の協議に入らせていただきます。

前回の協議会で、私として各会派のご意見を踏まえ、主張、論点を整理して、資料として配付させていただきました。次回以降も論点を明確にしながら議論を進めていきたいということで、各会派で見解を補っていただいて議論を深めていきたいということをお願いいたしております。

本日、こうした趣旨も踏まえて、維新、公明、自民、共産の各会派から資料のご提出をいただいております。つきましては、まず協議会時間の半分を目安に維新から順にご説明いただき、それぞれの説明について資料内容の確認、質問などを行っていきたくと考えております。その上で、提出資料の説明が一通り終わった後、全体としてのディスカッションの時間をとりたくと思っております。

それでは、各委員からの説明をお願いいたしますが、発言されます場合は、インターネット配信をしておりますので、まず挙手していただいた上で、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず大橋委員の方から大阪維新の会の主張について説明をお願いいたします。

(木下委員)

会長、すいません。ちょっとその前に一言だけお願いしたいことがあるんですが。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ちょうど参議院でも法律が通りまして、それを受けた市長の記者会見の中で、法案の国会採決を受けて、これを無視した議員は政治家をやめるか所属の政党をやめないと筋が通らないみたいな旨の発言をなさったとか、それから、住民投票について、過半数を取れるまで区割りの形を変えまくってでも何回でも住民投票をやるといようなご発言があったというのは、真摯にこの協議の場に参加している我々にとっては極めて遺憾な発言であって、ちょっとその真意をまず確認してからこの議論に入りたいと思うんですけども、お許しいただけますでしょうか。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

ただいまのご発言でございますけれども、我々もその場に居合わせておりませんし、その事実関係についても定かでない中、本協議会に直接的な関係があるとは今の段階では思えません。

(木下委員)

いてなかったから真意を確認させてくださいということを申し上げているだけなんです。そういう報道があって、我々はその場においてなかったし、こういう真摯な協議会の場に臨んでいるのに、こういうことを言われるのは、我々にとっては心外なんです。だから、その辺のところについては、委員の皆さんのご理解のもとで会長のお許しをいただきたいというふうに申し上げておるんですけども、だめでしょうか。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

本日、この協議会でそれぞれの会派の考え方をご披露するというふうにお聞きをいたしております。今、木下委員からおっしゃられた内容というのは、それぞれ各議員としての議論についてのお尋ねなのかなというふうに思うんですが。

(木下委員)

会長、ごめんなさい、よろしいですか。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。予定がありますので、終わってからお願いします。

(木下委員)

終わってから、どういう取り扱いになりますか。

(浅田会長)

時間をとります。

それでは、大橋委員の方からお願いします。

(大橋委員)

はい。大阪維新の会大阪府議団の大橋でございます。

ただいま座長の方からご指名をいただきましたので、第5回大都市制度推進協議会資料をお配りいたしておりますので、お手元の資料をご参照いただきながら、我々の維新の会としての考え方をご披露させていただきたいと、かように思います。

改めまして、過日29日成立いたしました大都市地域特別区設置法案、大変な議論をいただきまして、我々が目指す大阪都構想を後押しいただけるような法案がようやく国レベルで可決していただきました。この間、ご議論いただきました各方面関係者に敬意をあらわしますとともに、ご支持をいただいております府民、市民、国民の皆様方に改めて感謝申し上げ、本日の考え方をご披露させていただきたいと、かように思います。

では、資料をお開きください。

我々が主張いたしております広域機能の一元化について、改めまして本日ご披露申し上げます。

これまでの大阪は経済的に低迷してまいりました。住民の暮らしも極めて厳しい状況であります。その参考資料といたしまして、4ページから5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、そして9ページにわたりまして、これまでの大阪におけるそれぞれの分野のデータをお示しさせていただいておりますので、後ほどご参照ください。このデータが示すところは、社会指標がよくないと。よくないというよりもワーストのランキングであらわされております。例えば、年収200万円以下の世帯が4分の1あるであるとか、高い生活保護率であるとか、そしてまた高い失業率、減少を続けておりますGDP、また減少を続けております事業所数というところのデータであります。この現状を、それぞれの府民、そして市民の皆様方がこのままでいいのかどうか。このままでいいはずがありません。現状を打破し、再びヒト、モノ、カネの集積を進めるためには、大阪の都市としての魅力を高めていくことは不可欠であるというふうな結論づけました。これには、経済活動を促し、様々な人が訪れやすい交通網を更に強めると。あるいは、あらゆるビジネスが滞りなく進められるスムーズな物流のシステムの構築、企業にとって魅力的な産業政策を実施する、大阪の次代を担う大学等の充実を図ると。また、大阪という地域での時間を楽しめる観光資源の発掘や様々なソフトやイベント、集客を行っていく。このことを進めるには、強力なリーダーのもと、統一的、一体的のある政策を、しかもスピーディーに打ち出すことが、世界の都市間競争に打ち勝てる都市経営を進めていく体制を早急につくり上げることが最重要課題であるという結論に至ったところであります。

これにつきまして、これまでどおり区域分断的な役割分担のもと、府市別々で取り組みをするであるとか、これまで以上に府市間で連携・協調・拡大するとしても、府市別々で政策の推進が行われている限り、経営資源が分散したり、資源の選択や集中が実現できていないという現状があります。ただ、現在は、大阪市長、そして大阪府知事が同じ

考えと同じスタンスで同じベクトルを向いておりますから、一定同一方向に向かって府市統合本部で議論はされております。しかしながら、そうはいつても、それぞれ大阪府議会であるとか大阪府議会であるとか、それぞれの議会の承認・決議が必要のある部分が大半であります。もしこれからそれぞれの市長や知事が代わった場合、この合意というのは果たして可能なかどうか、そこに疑問点があるわけです。同程度の機能を持つ府と市が併存し続けているという現状では、一体的な都市経営はできません。連携や協調も期待できるようなところではありません。

そこで、府市、府庁、市役所を再編し、我々が推し進める大阪都として統一的、一体的に取り組みをすれば、先ほど申し上げましたようにスピーディーな政策決定が可能でありますし、資源の思い切った選択集中による重点投資が実現できます。これにより二重行政の解消もできるというふうに考えております。

従いまして、大阪都の実現で効果的な都市経営が可能となるというふうに考えているところでございます。広域行政を今までどおり府市2つでやるのか、今申し上げたように、大阪都として一体的にやるという選択肢であります。我々といたしましては、大阪再生の道筋をつけるべく、広域行政を強力に進めるため、大阪都を選択いたしましたというところであります。

我々の主張といたしましては、これまでの歴史を振り返りましても、連携や協調では頓挫をしてきました。決められる政治を実現するためには、広域行政のリーダーを1人にする大阪都構想、すなわち大阪都を目指すべきであります。今回、法案が可決成立いたしました。大阪府という中で運営をするというふうに聞いてございます。我々はあくまでも大阪都構想を目指す会派でありますので、「大阪都」という名前にこだわりを持ってこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

今まで申し上げました2人のリーダー、大阪市長、そして大阪府知事が、それぞれ広域行政において二元的な広域自治体というふうにするのではなく、広域機能を一元化して、1人のリーダーでスピーディーな政策決定をし、選択と集中と、そしてスリムな行政機構の確立で行政を進めていき、成長的な広域行政を進めるというのが我々の主張であります。

次に、大阪を取り巻く厳しい状況と維新の会が考える戦略というのが、先ほどの資料でございます。お目通しください。

広域行政の相対する特別自治区、いわゆる基礎自治体の話をさせていただきます。今回法案で認められました特別自治区を置けるということになっているわけですが、特別自治区と都市内分権ということについて比較をさせていただきたいと思っております。

参考資料といたしましては、14ページから17ページの資料をご参照ください。

現在の大阪市は、住民に身近な自治体と言えるのでしょうか。大阪市は、基礎自治体としては260万、70万というあまりにも大きな自治体であります。区役所とは名前ばかりの出先機関でありまして、あくまで中之島に権限が集中し、財源も集中をいたしております。区役所間の平等を追求した結果、各区の一人当たりの予算額は非常に不均衡であり、それぞれ必要に応じた、地域に応じた需要を満たしておらないというふうに思います。住民が自ら自治体サービスや施策を決定できるように、基礎自治体の住民自治機能を向上させていくことが不可欠だろうというふうに思っております。

では、都市内分権ということをもし推進した場合、どうなるのでしょうか。公募区長といえども、あくまで市長の部下であります。地域の民意を十分直接的に受けておるわけではございません。どこまでも都市内分権を進めても住民本位の自治にはなり切れない。いわば中之島の方を向いた区長が行っている出先機関ということに変わりはないわけです。

これが特別自治区へ再編した場合、住民が区長、区議会を選挙で選べます。正当な地域住民の代表者として、住民の方を向かった住民本位の施策を推進することができるわけです。住民自らの責任と選択のもと、住民自治が実現されます。今までどおり市と行政区との枠組みで都市内分権を進めるのか、はたまた今申し上げました特別自治区に再編いたしまして、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、住民が自ら選べる住民自治を実現するのかという選択のもと、我々維新の会といたしましては、大阪市から特別自治区への再編という道を選んだところであります。我々の主張は、住民が自らの意思と責任を持って身近な自治に携わっていく、特別自治区への再編を実現すべきというふうに主張をいたしております。

再度申し上げます。現在の大阪市は大き過ぎて、住民からは遠く、現在の区役所は公選区長ではなく区議会もございません。あくまで市役所の出先機関であり、施策の決定権、実行力がありません。すべて中之島を向いております。ところが、特別自治区に再編すると、それぞれ住民自らが選んだ公選区長、そして住民自ら選んだ公選の区議会ができ、基礎自治体の位置づけとなり、身近な住民サービスに十分な権限と財源、そして人的な配置ができます。これをおおむね30万人規模にして再編すべきという主張をいたしておるところでございます。

先ほど申し上げました参考資料をご参照いただき、私の説明とさせていただきたいと思っております。

次に、18ページをご覧ください。

そこに質問事項として記載をさせていただきました。読ませていただきます。

今、私も大阪維新の会の主張を改めて展開をさせていただきましたが、より建設的な議論が深まりますよう、委員の皆様方には大阪都への疑問、批判にとどまらず、具体的な対案を今日お示しいただけるといふふうにお聞きいたしております。以上のような観点から、今から申し上げます質問についてもお答えをお示しいただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

19ページに入ります。

我々は大阪経済の低迷に危機感を持っていますが、他の会派、すなわち自民及び民主・みらいの両会派におかれましては、大阪の経済情勢の現状をどのように把握しておられるのでしょうか。また、自民会派におかれましては、大阪経済の低迷は全国的な潮流によるものであり、府市の関係がどうであろうとどうこうできるものではないと認識をお示しされておりますが、一方では、府市で政策連携をすれば課題の解決をできるともおっしゃられております。どちらの考えがご本意なのでしょうか。

また、我々は、大阪の再生は、府庁と市役所統一的な成長戦略を強力に推し進められる大阪都と、住民が自らの選択と責任で身近な行政に携わっていける特別自治区に再編しないと実現できないと考えているのは、今お示ししたとおりでございます。これに対

しまして、自民及び民主・みらいの両会派におかれましては、現在の府庁と市役所を残したままで改革を進めることで課題が解決できるというご主張をされておられますが、現在のまま府庁や市役所を残すことにどのような意義や効果があるのでしょうか。お教えてください。また、府庁と市役所を再編することで府民や市民にとってどのような問題が発生するのでありましょか。これにもお答えをいただきたいと思います。

また、自民会派におかれましては、我々と同様、道州制への意向をも視野に入れた検討をされておられるようでございますが、道州制の導入以降の将来にわたってまで府と市を存置したままでおくべきとお考えなのでしょうか。これにもあわせてお答えいただけたらというふうに思います。

次に、広域行政についてお考えをお聞かせください。

大阪広域戦略協議会の具体的な制度設計をお示しいただきたいと思います。例えば、設置目的でありますとか、所掌事務、組織、意思決定方法、設置機関などをできれば具体にお教えてください。

次に、大阪広域戦略協議会を設置しさえすれば、広域行政の一元化や府市の政策、戦略の統一、二重行政の解消が可能と考えられる理由は何でしょうか。協議会を設置すれば府市連携がうまくいくと考えられる根拠は何なのでしょう。例えば、意見が相違した場合は意思決定が本当に可能なのでしょうか。調整に手間や時間がかからないのでしょうか。お答えいただければというふうに思います。

次に、基礎自治体についてのお考えをお聞かせください。都市内分権の推進によって、自治機能の強化についてはどのような取り組み、どのような効果を考えていらっしゃるのでしょうか。これは、自民会派、民主・みらい会派にもお聞かせをいただきたいと思います。

特別自治区を設置しなくても、それで十分と考えられる理由は何でしょうか。例えば、住民協働の取り組みの促進や区選出の市議員を通じた基礎自治機能の充実や区長の権限や区役所機能の強化などについて、具体的にこれもお示しをいただけたらというふうに思います。

最後のページになりますが、人口や高齢化率、事業所数などを見ましても、各区はそれぞれ様々であります。これに見合った施策を行っていくには、公選区長のもと、住民と一緒にあって取り組んでいくことが必要というのが、我々は今、主張で説明申し上げたところでありますが、これに対しまして、自民会派及び民主・みらいの両会派におかれましては、都市内分権でどのように各区の特徴に合った施策を行っていくとされているのか、これもお答えいただきたいと思います。

なお、お答えは、時間的なことがありますので、今日お答えいただけるのが非常にありがたいのですが、後刻でも構わないと思いますので、よろしく申し上げます。今日お答えいただけるなら非常にありがたいかと思いますが、資料の配付や提示の時間的なこともありますので、後刻お答えいただけるのも可能だというふうに思います。我々としてはそれでも結構でございますので、お答えはいただきたいと、かように思います。

以上です。

(浅田会長)

大橋委員に確認いたします。今、最後のところでご質問を何点か会派あてにされておりますけれども、これは、この質疑、プレゼンテーションが終わった後に協議というか議論の時間を設けます。そのときのテーマとして考えた方がいいのか、あるいは、あまりにも数が多いので、そこで一部やって、あるいは残りの部分を文書で示していただくというお考えでよろしいですか。

(大橋委員)

時間に制約のあることだというふうに理解をいたしておりますので、まずは問題提起をさせていただきました。その上で、もし本日、時間内にお答えいただけるものでありましたらお答えいただいたら結構かと思っておりますけれども、もしそうでないのなら、後ほど文書、あるいはこの会議の中でも結構です。お答えはいただきたいと、かように思います。

(浅田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、議論、それから協議というのは残りの半分でやらせていただきたいと思っておりますので、ただいまのプレゼンテーション、ご説明についてのご質問、ご確認等はございますでしょうか。いいですか。

それでは、続きまして、大阪にふさわしい大都市制度につきまして、清水委員から説明いただきますが、これまでの議論を踏まえた今後の協議会の進め方についてもご意見があるということですので、よろしくお願い申し上げます。清水委員。

(清水委員)

公明党大阪府議会議員団の清水でございます。

それでは、私の方から、公明党が考える将来の大阪の姿につきまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、これまでの協議につきましての感想なりをまず申し上げたいと思うんですが、この協議会につきましては、まず知事・市長提案、これをお願いいたしました。その上で基本的な方針、広域自治体のあり方、基礎自治体のあり方などを項目ごとに議論を進めていこうと、こういうことでスタートしたと認識をしております。しかしながら、これまでの議論をお聞きしておりますと、ここ数回は意見がなかなかみ合わない状況が続いているのではないかなと。知事、市長の提案をもとにしまして具体的な議論を進めていこうという中で、そのある意味入り口のところで止まっているように見えるのは、府民の皆様、市民の皆様からしても、この協議会に対してどのようにお受けとめになるのか、ちょっとマイナスを感じております。こうしたこれまでの協議に対する私自身は認識を持っておりますので、今後の協議に向けて、1つは、公明党がどう考えるのかというお尋ねも前回ございましたので、私たち公明党は、去年の統一地方選挙の折にも、我々の公明党が考える新しい大阪のあるべき姿、ローカルマニフェストとして提示したものがございますので、それをベースに我々の基本的スタンスを述べさせて

いただきたいと考えておりますし、また、この協議会の今後の議論の課題等につきましても申し述べたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お配りしております資料の4ページに、公明党が考える将来の大阪の姿ということで、イメージ図とともに書かせていただきました。

大きな方向性としましては、公明党は「ひとつの大阪、関西は一つ」というテーマを掲げさせていただきました。大阪府内の43市町村がそれぞれ持っている個別の力を地域ごとに協調し合い、総合力が発揮できる、大阪が1つのチームになるような「ひとつの大阪」を形成することが必要ではないかと。その上で、チーム大阪と近隣都市との連携を深めていく中で、強めていく中で関西州を実現したいというのが公明党の基本的な方向性であります。そのために大阪のポテンシャル、潜在能力を存分に発揮できる環境整備が必要と考えております。

その意味で言いますと、大阪市は市域、大阪府はそれ以外の衛星都市が守備範囲という機能分担ではなくて、府内市町村の基礎的自治体を優先した枠組みでの再構築を目指すべきだと考えます。その上で、京都、神戸等とも連携しつつ、京阪神ラインを熟成させながら、将来にわたって関西州を目指していきたいと考えております。

次に、広域自治体、大阪府の役割についてですが、6ページ、7ページに書かせていただきました。

広域行政、特に成長戦略などにつきましては、基礎的自治体である市町村が地域の特性を生かした多様なサービスを行えるように、広域自治体である府は基礎的自治体をバックアップする、そういう立場をしっかりとつくり上げていくべきと考えます。その意味で、大阪の成長を目指して、大阪市は市域、大阪府は市域外という機能分担を改める必要があります。その上で、広域自治体の役割は府域全体の観点に立った成長戦略の策定やそれぞれ自治体間の水平連携の調整など、真に広域で担うべきものに重点化し、基礎自治体のバックアップを基本とすべきと考えます。このためには、現行の政令市制度を見直して、府市双方が担っている広域機能を一元化することが必要ではないかと思えます。このように広域行政と基礎自治体の役割分担を徹底して、二重行政の解消も図っていくべきと考えます。

次に、基礎的自治体でございますけれども、基礎的自治体の役割につきましては、地域の特性を生かした多様な直接的住民サービスを推進するものと考えます。そのため、府内43市町村のポテンシャルが生かせる規模に合併・再編し、権限、財源を大幅に移譲することが必要と考えます。単なる人口割での再編ではなくて、住民サービスの向上が目的でありますから、強い基礎的自治体の構築を目指すべきと考えております。

そこで、今は大阪市内、大阪市のことが特に取り上げられておりますけれども、我々公明党としては、大阪市以外の府内市町村につきましても、地域の特性、ポテンシャルが生かせるように合併・再編を進めるべきと考えております。大阪市のにつきましては、自治機能の強化の観点から抜本的に見直し、現行制度にとらわれず、あるべき姿を追求することにより大阪全体の再構築というものを目指すべきと考えます。

これが、私たち公明党が今年の4月の統一地方選挙の折に提示をさせていただいたマニフェストをベースに、今、取りまとめをさせていただきました。

そこで、こうした考え方をもとに、私たちとしては、今後議論すべき課題として8ペ

ージに挙げさせていただきました。

まず、進め方ですけれども、これまで基本的な考え方、広域行政、基礎的自治体等のテーマで協議会を進めてまいりましたけれども、まず財政調整制度、それから区割りなどの残っております項目につきまして、知事、市長からのご提案、更に具体的なお考えをお示しいただいて、トータルな案をもとに議論を進めていくべきと考えております。特にその中で財政調整につきましては、大阪市の方で今、区割り案について様々にご検討いただいているということでございますけれども、その区割り案の提示を待つというだけではなくて、まずは基本的なシミュレーションから議論が可能なのではないかと。例えば、政令市を幾つかの特別自治区に再編すると、政令市と今まで大阪府との関係の中で行ってきた、また国との関係で行ってきた財政調整のあり方、それがそうでなくなった場合、どういうことが起きるのか、また、それが他の43市町村全体の中でどういう財政調整の変化が起きていくのか、そうした総論的な部分もシミュレーションはできるのではないかと考えておりますので、その際にはできるだけ詳細な数字をもとに議論を進めていけばと思っています。その上で、具体的な区割り案のご提示をいただいて、それをきちっと落とし込んだ形で議論に移っていくべきではないかと考えています。その意味で、先ほど申し上げましたように、大阪府市の再編をすることによる市域、また府域全体への財政的影響について議論をきちっとやっていくべきというふうに考えております。

次に、大阪市の区割りについてでございますけれども、区割りに当たりましては、基礎自治体優先が原則であると考え、まずは制度を見直して特別自治区を設置するのか、あるいは都市内分権で対応するかについてのそれぞれの効果、課題を、私たちはより詳細に比較検討すべきと考えます。再編する場合には、単なる人口割ではなくて、地域特性、歴史的・文化的背景、地域コミュニティなどを十分考慮するとともに、各区が実情に合わせてポテンシャルを生かした区政運営が可能となるようにすべきと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、先ほど申し上げましたけれども、大阪市以外の市町村につきましても、この合併再編について、やっぱり具体的な計画を示して議論していくべきではないかと考えています。

最後に、関西州につきましては、知事・市長案では、最終的には関西州、大阪都はそのステップとして提示されておりますけれども、その行程というものも明確にしながら議論していければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上の議論を十分に行った上で、大阪の実情に合った大都市制度の方向を決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、公明党としての基本的な考え方、それと、この協議会の進め方についての意見を申し述べましたので、どうぞよろしくお願いたします。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、プレゼンの中身につきまして、ご質問、ご確認事項などはございませんでしょうか。

(坂井委員)

いいですか。

(浅田会長)

はい、坂井委員。

(坂井委員)

二、三ちょっとお聞きしておきたいんですけども、7ページの矢印のある「そのため」というふうなところですけども、合併・再編して権限、財源を大幅に移譲というのは、この大阪府が持っている権限・財源を移譲ということでいいんですか。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

基本的にはそういうことになるかと思えます。今、大阪府が進めています施策の中で、更にそれぞれ基礎的自治体に対して権限、財源をきちっと移譲していく、その受け皿になるような強い基礎自治体をやっぱりつくっていく必要があるだろうというふうに考えています。

(坂井委員)

あと2つだけお聞きしておきたいんですが。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

同じように7ページで、自治機能の強化という点ですけども、これは域内分権で自治機能の強化ができるというふうに考えておられるんですかね。やっぱり自治機能というのは、自分たちの事は自分たちで決めるという、決定という責任ですよ。そこをはっきりさせるというのは域内分権でも可能だというふうに公明党さんは考えておられるんですか。

(浅田会長)

これは考え方の中身に入りますので、後でやらせていただきたいと思えます。

(坂井委員)

それから、もう1ついいですか。大阪市以外の市町村についてなんですけれども、この前、ある周辺市町村の首長さんと話をさせていただいたら、今回の特別自治区に参加

したいというか、そういうことを希望として言うておられるところがあるんですけども、それは今の大阪市域内だけじゃなくて、やっぱり法律に基づいたそういう意見を聞くというものでいいという、そういうふうにお聞きしていいんですか。

(浅田会長)

よろしいですか。

それでは、続きまして、花谷委員から知事、市長の考え方の問題点と自民党の見解につきまして資料を提出いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。花谷委員。

(花谷委員)

自民党府議団の花谷です。

資料3に我が党の考え方、そして知事、市長の考え方の問題点、これを書いてありますので、順次説明させていただきます。

我々の新しい大都市制度というのは、第3回かな、一度ご説明をさせていただいておりますので、省略させていただいて、第3回に質問をさせていただいて、第4回に回答をいただきましたが、その回答の中で新たに疑問が出たこと、更にはその第4回でご意見、ご回答をいただいて明らかになったものを整理したものですので、1枚めくっていただきまして、総論から6の面的整備のところまで私の方でご説明をし、7、8、9は柳本委員に説明をしていただく予定です。

前回の最後に、浅田会長から玄関までは行っていますかというお尋ねをいただきましたけども、やっぱり我々は入り口論にこだわりたいと思います。選挙で常に大阪の経済のことをおっしゃっておられて、この大阪の経済の低迷を打破する唯一の方法だというふうに訴えておられましたので、この入り口論は徹底的に議論をしていただいた後、公明党さんからのご提案がありましたけども、各論に行っていた方が明らかになるんじゃないかなということを改めて申し上げておきます。

1ページの総論のところを申し上げます。

前回、知事、市長からいただいた資料を拝見して、そして質問させていただくと、この3行がはっきりわかりました。大阪都になれば大阪経済がよくなるという主張を、知事、市長自らが否定された、そういった資料だったと思います。大阪都構想の根本にかかわる考えが、選挙のとき、お二方から主張されていた、その根本に係る考え方が選挙のときと変わっているというふうにペーパーで理解できました。更には、制度と経済は直接関係ないということも明らかになったと思います。

下のところをごらんください。

これまで知事、市長は、都構想が究極の成長戦略で、大阪経済の低迷は府市2つの存在に起因しており、府市の制度を変えることが大阪経済を再生させるという考え、これが大阪都構想の肝であると主張をしておられました。しかし、先ほども言いましたように、第4回の協議会でいただいた、提出された資料、それに我々がやりとりをすればするほど矛盾が明らかになって、都構想の必要性の根拠が無くなったと。これは知事、市長自らが否定したものだというふうに理解しています。

3つ目ですけども、多くの市民、府民は、この大阪都が実現したら大阪が経済の低迷

から脱するんだというふうに理解されています。そういうふうに宣伝をされたと思うんですね。だから、その宣伝が間違っていたというふうに我々は思います。大問題だったと指摘しておきます。最後のところ、ダブル選の民意とよく言われますけども、今申し上げましたように、間違った説明によって誤解を与えてミスリードされた民意、それを大上段に構えて民意を得たとおっしゃるといのはおかしいなというふうに指摘しておきます。

2 ページ、二重行政の解消に大阪都構想は必要ないということが明らかになりました。これは私たちが出した資料じゃないですよ。知事、市長からいただいた資料を拝見すると、二重行政の解消に大阪都構想は必要ないということが明らかになったというふうに判断しています。これまでは、選挙のときに知事、市長は、二重行政の弊害を抜本的に解消するのが都構想だとおっしゃっていて、今、府市統合本部でやっているのはバーチャル大阪都とかとおっしゃっていますが、バーチャル大阪都は制度は何も変わっていませんよね。府と市があるままにバーチャル大阪都はどんどんどんどん二重行政の解消を進めておられます。つまり、4 回で資料をいただいたところは府市連携で可能であるということをご自身がおっしゃっているというふうに考えます。

3 つ目のところですけども、府市の二重行政の問題は、これは行政のダウンサイジング、合理化と効率化の問題でありまして、改めて申すまでもなく、大阪市を解消せんでも改善できるというところをお二方がお示しになられたと考えています。これらから、二重行政の解消において、大阪都構想、つまり大阪市を消滅させる必要性はないと思います。

水道のことを二重行政の最たるもののおっしゃる場合が多いんですけども、今、府と市、正確には府とは言わないかもわかりませんが、企業団と大阪市との話、これも1人のリーダーが進めているわけではないということ、これが明らかになったんじゃないですかね。だから、知事と市長が同じ方向を向いていても遅々として進んでいないというふうに、時間だけが先延ばしされているというふうに感じていますので、この二重行政の解消にも制度とは関係ないというふうに思います。

3 ページですね。これは後ほど柳本委員から話をしてもらいます。

4 ページをご覧ください。

経済の低迷と制度の見直しの関係です。先ほどお話ししました、それに時間的な制約もありますので、一番上の四角囲みは第4回の協議会で知事、市長からご提示いただいた資料の抜粋です。これを読むと、我々ははっきりと府と市があることが大阪の経済の低迷のその要因ではなかったということ、そして、有効な対策を講じられなかったことが経済の低迷である、その要因であったというふうにしか読めないんです。更に、そういう質問をしたら、第4回協議会では市長から都構想は組織論だと、直ちに大阪が再生するわけではないと、大阪都にした上でいい政策をしなければならぬというような発言がありまして、まさに政策の問題だったということです。これらから、私たちの主張と疑問は、冒頭に言いましたように、知事、市長自らが、大阪経済の低迷の要因については府市の関係が原因ではないということ、それを選挙で主張してはったこととは違うことをペーパーでお出しになっているということをご指摘します。

そして、二重丸のところですよ。下の方ですが、有効な対策を講じられなかったことが

経済低迷の要因であると、こうおっしゃるのであれば、先ほど維新さんから同様の提案がありましたけども、その有効な対策って何なんですか、それを是非ともお示しいただきたい。その対策によって大阪経済はどのように良くなるのか、これを一番府民は求めているわけですから、明らかにしていただくと、皆さん、都構想に賛成しはるんじゃないでしょうかね。きっちりとお示しをいただきたいと思います。

続いて、口のところです。これも前回何度も議論をさせていただいたところですが、選挙のときにはマイナスのスパイラルを断ち切るんだとおっしゃっておられました。1つの財布でがばっとやったら大阪は良くなったんだというような主張をどこへ行ってもされてきました。これが、じゃ、どんな施策があったんですかと、予算要求をされたんですかと、こういうふうにお尋ねをしました。ところが、左側の2段目のところです。第4回の協議会の18ページには、予算が厳しいのでできなかったのではないと、今まで言っていることと全く違うことを文書で回答されていると。つまり、ここはマイナススパイラルの存在を自ら否定されたということを文字にして出されたということです。ですから、私たちは、一番下の囲みですけども、都構想の必要性を自ら否定されたんですから、わざわざ大阪市を消滅させる必要はないんじゃないかと申し上げています。

その下、二重丸、大阪都にしなければできない対策と政策とは何か、これを明らかにしていただいたら都構想を賛成する人が増えるんじゃないかなと思います。まずは私たちにこの点を納得させるような回答をいただきたいと思います。

続いて、6ページ、府市の関係、二重行政等について申し上げます。

上の点線の囲みのところは、第3回と4回の資料、そしてやりとりを書かせていただいています。

真ん中の網かけのところをご覧ください。

知事、市長からは、府市連携が不十分であったという例として色々出されましたね。そのほとんどが、実は低成長下の行政のダウンサイジングの問題であって、経済とは別の問題だというふうなことが資料から明らかになりました。

まずは、水道事業の統合の問題は、先ほども言いましたけど、都構想とは関係ない。政令市があって、大阪市があったってできるんですから、どんどん進めていただきたいと思います。

更に、この中で、ダウンサイジング、効率化、色々おっしゃっていましたが、水道の統合のためのメリットというのは市民、府民に還元しないといけないんですが、この右端に参考までに書かせていただいていますけども、水道料金月額は大阪市が一番安いんですね、水がめを持っている津市より安いんですよ。この安い水道を使っている、大阪市の企業が、大阪市、政令市がある、大阪市の水道局があるから大阪では商売でけへんと思う人がいるんじゃないでしょうかね。安い水道をどんどん使っていて、いい商売をしていただいて、大阪経済を活気づけていただけるものだと思います。これを問題視、経済の問題として水道事業を挙げはるというのはいかがなものかなと思います。

同じように、信用保証協会も2つあるのが無駄の象徴とされていましたが、無駄があるかもわかりませんが、経済低迷の原因ではないということは明らかじゃないですか。

そして、その下の米印、研究所、これについても2つあるからといって経済的な衰退

の原因ではないというのは、もう皆さんがよくご存じなんです。こういった例を出されるというのはおかしいなというふうに素朴に思います。

一番下に我々の主張と疑問を書いておりますけども、改めて申し上げます。合理化や効率化を図るのなら、大都市制度、つまり大阪市を消滅させずにできるじゃないですか。つまり、今、府市統合本部でやられていることを実現していけばいいわけです。ですから、下の方が私たちの質問です。逆に、政令市、大阪市を消滅させないと解消できない二重行政は何なのか、これをお示しいただきたい。これをお示しいただいたら、ああ、このためには、じゃ、政令市を消滅させないといけないんだなと思う方が増えると思います。今のままでは何が何だかわからない、府市統合本部でできるじゃないかということになるんじゃないかなと思います。

次、企業誘致のところに入ります。

これも点線の四角囲みは第3回、第4回のお互いの資料、ペーパーの抜粋でございます。これを見ますと、ここも前回重ねて議論しましたけども、本当にとんでもない資料をお出しになられたなと思っています。府市で方向が異なった事例は全く見受けられませんでした。大都市制度の問題ではないということを更に改めて認識できる資料でした。なお、もう一度指摘しておきます。平成14年2月というのは工場等制限法の規制があって、大阪市内には工場は誘致できなかったんです。連携不足の例として挙げるのは間違いですし、亀山に負けたなんていうような表現をしておられる知事、市長の資料、あれは撤回をしないと大きな誤解を、ペーパーというのはひとり歩きますので、速やかに訂正なり撤回なりしていただきたいと思います。

一番下のところ、これは先ほど維新の会の質問にもありましたけども、我々は府市で方向が異なった事例というのはないと認識してしまして、平成14年度以降、府市連携で対応しており、問題ありません。

この企業誘致のところですけども、我々の広域戦略協議会では、地元の市町村長も参画する、先ほどの公明党さん案に近いかわかりませんが、協議会で協調して実施することが可能だということで、これも政令市、大阪市を消滅させないとできないと、一本化しないとできないというようなロジックにはならないと思います。

続いて、8ページ、インフラ整備にいきたいと思います。

ここも上段は、第3回協議会で聞いたこと、第4回の資料が四角囲みであります。ここで橋下市長に我々から疑問点を聞かせていただきました。そうすると市長からは、できなかったところを更にできるようにして、できるレベルを上げようということ、だから、できなかったところのごく一部だということをお認めになっている発言だと思います。この中段の網かけのところ、ここは整備が遅れている事例が挙がっていますが、複数のリーダーでも府市協調して、あるいは府域トータルの視点でできているもの、これが実現できたもの、インフラ整備ができているものが多いという例を出させていただいています。

例えば、鉄道ですね。JR東西線、これは京橋から尼崎まで行っています。隣の県まで行っていますね。JRおおさか東線、放出から久宝寺。そして、京阪中之島線、これも中之島から天満橋まで、大阪市さんの市域内のことです。そして、阪神なんば線、西九条から大阪難波。これなんかは、本当に色々とスキームが変わって大変なときにでき

上がったものです。

続いて、地下鉄なんですけども、行きどまりばかりやというような表現を選挙中にされていましたが、大阪市以外のところに出ていっている路線として、御堂筋線、これは江坂にも出ていますし、なかもず、堺の方にも出ています。続いて、長堀鶴見緑地線、これは門真南、門真市まで行っていますね。谷町線、これは守口まで行っていますし、知事の八尾まで行っていますね。更に、堺筋線は阪急に接続して京都まで行っていますし、南海の乗り継ぎということも実現しています。中央線は長田延伸、更には近鉄で奈良まで行っている。大阪市には地下鉄が8路線あるんですが、8分の5、5路線、これは行っているんですね。更には、これはやっぱり今まで府の交通道路審議会、そういうところで最終的には府が計画決定を審議会等ですて国に申請をするという、まさに連携・協調しながら広域行政体である府がまとめて実現している、明らかではないでしょうか。

整備の遅れの原因は、例えば淀川左岸線の延伸は、国の事業スキームが大きく変わったことに起因している、これは申すまでもなく知事も市長もよくご存じだと思いますので、これを指摘しておきます。

更に、橋下市長が知事当時に何度も言うてはったのは、平松市長と180度違う方向、180度ですよ、全く反対を向いているんだということを何度もおっしゃっていたんです。だから、それをお示しいただかないとわかりませんね。我々は、これだけのことが実現しているわけですから。

それと、先ほど維新の大橋委員から、これまでどおり府市別々にしてはだめだというような表現がありましたけども、これだけの成果があって、できていないのは本当にごく一部だということをお指摘しておきます。となると、一番下のところですね。我々は2人のリーダーがいるから整備が遅れたというのは、全く誤った認識であるというふうに指摘しておきます。

2つ目の二重丸は、インフラ整備は大都市制度の問題と全く関係ありませんで、地元市町村も参画する我々の大阪広域戦略協議会で十分になし得ると、更に円滑になし得ると。1人のリーダーになっても地元との調整をしますので、同様の考えだというふうに思います。

一番下は、広域機能の一元化の方法については、橋下市長が今その気になれば、明日にでも大阪府に事務委託をしていただいたら直ちに一元化されるわけですので、そういうことも機会があったら我々から提案をさせていただきたいと思います。

続いて、9ページの面的整備です。

これも上のところ、2つ、第4回の協議会で知事、市長の提出資料の分、それと右側がりんくうタウンと咲洲のWTCですか、そのことをかなりおっしゃったんですが、府市一本だったら違う大阪になったんだと、こういうようなご指摘をされていましたが、いただいた資料、それと意見交換をさせていただいて、我々は、面的整備の失敗の要因はバブル経済の崩壊などであって、府と市が2つあることが直接的な原因ではないというふうに判断せざるを得ないと思います。下のところ、りんくうタウン事業が大阪湾岸、関西空港の建設に合わせて、そのインパクトを大阪府南部、りんくう都市圏における地域の産業・文化の発展への貢献等を目的に行ったものであり、区域分断的な役

割分担の問題とは関係ないと思います。これは、これまでの資料、それと橋下市長が知事になったときに、過去の失敗を洗い出そうという作業をされたときに、こんな区域分断的な役割分担なんていうことは出ていません。このとおり反省をしているということ指摘しておきます。

また、りんくうタウン事業において産業の集積が進まず、新都市が形成されない原因は、空港インパクトへの過度の期待とバブル経済崩壊の影響などであり、府市の意思決定の違いや大阪市との関係が問題ではない。これは、意見交換をし、資料を拝見したらこうならざるを得ない。もしあれでしたらきちんとご指摘をいただきたい。

そういうことで、一番下の我々の主張と疑問についてですけども、面的整備における負の遺産というのは、大都市制度に直接起因する問題ではありません。出されていた面的整備の図、あの中で負の遺産のことをつまびらかに一つ一つご説明をいただきたいなというふうに思います。

下の二重丸、面的整備というのは何度も申し上げますけども、インフラ整備同様に広域戦略協議会で地元市町村ときちんと連携をしてやっていくわけですから、我々の協議会で十分だというふうに思っております。

次は柳本委員をお願いします。

(浅田会長)

柳本委員、自民さんだけ非常に時間をとっておられますので、手短にお願いいたします。

(柳本委員)

それでは、私の方から資料3、自民党の見解の6以降について説明をさせていただきます。

まず初めに、3ページをお開きいただきたいと思います。総論部分でございます。

前回の市長、知事の説明を聞かさせていただきました。改めて総合的に考えますと、大阪市の解体及び中核市規模に再編することによって住民にメリットはないというふうに感じました。また、住民自治の点が非常に問題としてクローズアップされておりますけども、まずもって根本的に首長自身の姿勢の問題が非常に大きいのではないだろうかというふうに感じさせていただいております。

大阪市は大き過ぎて住民自治が不十分との考えが示されましたけれども、地域の実情把握というものは、まず首長の姿勢の問題でありまして、住民自治の充実のために制度の見直しが必要というのは、あまりにも論理が飛躍し過ぎていて乱暴な議論であるというふうに感じております。政令市であるからこそ、他の都市より充実した施策、きめ細やかな施策というものが可能という一面もございますので、政令市として提供可能な高度な住民サービスを切り捨ててまで、大阪市を解体して中核市規模に再編することによって得られる住民メリットはないのではないかとこのように私たちは考えております。

このような視点に立って、以下説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

住民自治の総論といたしまして、全体の資料の中でも、例えば市民の声として、東京

都の新宿区では1,000件の声に対して首長は答えられるけれども、大阪市は1万件の声に対して、とてもじゃないけど答えられないと、そういった意見もございました。しかしながら、確かに単純比較しますと、人口比較をしますと、267万人の人口に対して1人の首長というのは、非常に首長の数としては少ないんじゃないかという意見はあるかとは思いますが、それは1人の首長がしっかりとしたマネジメントを果たせば対応できることでございまして、補助機関である職員をしっかりと活用すればいいというふうに思っております。例えば、その1万人、1万件の市民の声に対しても、主要なものをピックアップしながら、返すべきと判断すべきものを返すという形で対応することはできるかと思えますし、そもそも市政改革プランで先日上がってきました数多くのパブリックコメントに対して、1件も目を通すことなくばっさばっさと切っていくという姿勢ではなくて、もっと真摯に市民の声に対して答えていくと、意見を聞いていくという姿勢こそが求められるんじゃないかというふうに考えております。

また、昨日も大阪市内における災害がれきの受け入れについて市民の説明会がございました。知事、市長とも大変お忙しい中、ご出席をいただいたということに対しては敬意を表するところでございますけれども、そういった中で、もう予算も通った、色々決まったということで、全く住民の意見に対して耳を傾けるような状況ではなかったというふうに、私はちょっと出席できなかったんですけども、同僚議員から聞いております。そういう状況ではなくて、まずもって姿勢として市民の意見に対して耳を傾けるということこそが住民自治を高める第一歩であるというふうに私たちは考えております。全ての事柄を市長自身が政治判断する必要もないと思えます。きめ細かなところまでなかなかできないと思えます。権限を組織としてどうするか、ガバメント、これが問題であるというふうに思っております。民意の反映のためには、議会のチェック機能もございまして、決定的に民意と異なる場合があるというのであればリコールという手段もございまして、そういったことも考えまして、我々自民党の主張といたしましては、ちょっと日本語がややこしいところもありますけれども、橋下市長の政治姿勢に問題があるのではないかと、また、住民自治の充実のためには制度の見直しが必要というのは根拠がないというふうに考えております。

続きまして、11ページに移らせていただきます。

前回の知事、市長の提出資料で、区役所はあくまでも出先機関であるとか、権限、予算、人員などが限定的といったような指摘がございました。このような指摘に対しては、私たちは決して否定するわけではございません。しかしながら、行政体制のあり方を論じる前に、その行政体制でもって、各住民にどのような行政サービスが提供できているのかということをもっと中心に考えていかなければならないというふうに思えます。そういったことを考えますと、区役所か局直接かは別にして、市民は政令市として住民サービスを受けているわけなんです。そういったことを考えますと、大阪市を廃止して再編することによって、市民が受けるサービス水準は今よりも低下する懸念があるというふうに思っております。

例えば、法令上中核市には権限がないものとして、市域内の国道、府道などについても管理は任されております。こころの健康センターなども設置ができます。府内の中核市では実施されていないものとして、障がいスポーツセンターやこども相談センターな

どもございます。先ほど花谷委員の方から水道は安いという話もありましたけれども、公立の小・中学校の耐震化は、府内の市町村の中でも大阪市では群を抜いて実際耐震化率が高いということは、この数字を見ていただいたら明らかかと思います。

また、各区の住民ニーズ、要望を受けて整備してきた施設や事業などもたくさんあります。例えば、スポーツセンター、プール、図書館、区民ホール、このようなものを挙げさせていただきますと、各区横並びでやっていて、おかしいんじゃないかという議論も一定あるのは理解できるんですけども、そしたら、金太郎あめのように同じような施設をつくっているかというのと、そういうわけではなくて、各区の実情に応じて、例えば広さであるとか、あるいはいろんなものを合築するとか、そういった意味で、各区には各区の状況に合わせたこういった施策や事業が展開されているわけでございます。また、ここには詳細も、かなり細かい値になるので書きませんでしたけれども、各区では未来わがまち会議とか、あるいは最近ですと区政会議といった形で、区民の方々にも参画していただいた上で、各区の状況に応じて、その各区でどのような施策が必要かということで、例えば西成区でいいますと区民ミュージカルであるとか、区民による第九の合唱であるとか、あるいは高齢者が多いという中で災害時の要援護者登録制度であるとか、そういった形で様々な各区のニーズを受けた事業施策というものがあるということをご理解いただかなければならないというふうに思っております。

そういった観点を踏まえて、自民党の主張といたしましては、前回の知事、市長の提案を聞いていますと、基礎自治体ではない大阪市の行政区と東京都の特別区を比べて、行政区は全然だめじゃないかという話をしておりますけれども、むしろこれは比べる対象が違うというふうに思っております。むしろ比べるのであれば、大阪市と府内の市町村並びに中核市中心に比べてどっちが住民サービスが高いんだ、よくできているのかということ考えた上で、これからの大都市制度というものを考えていかなければならないというふうに思います。そういったことを考えますと、政令市として提供可能な高度な住民サービスやスケールメリットを切り捨ててまで大阪市を解体して、中核市規模に再編することによって得られる住民メリットは何かということです。あるいは、大阪市のできていなくて府内中核市でできている住民サービスとは何か、この点を明らかにしていただかなければ大阪市を解体しなければならない理由は見つからないというふうに思っております。

続きまして、12ページで、住民自治の個別施策に移らせていただきます。

基礎自治体の管理スパンの問題ということで、前回、教育の例と道路の例が挙げられました。これも首長が1人というのと同じようにガバナンスの問題であるというふうに思っております。

教育の問題に関しては、ただ単に教育委員会の1人当たりの数で割って、管理スパンが広いとか、そういうふうに議論して十分でないというふうに言うのはあまりにも議論として乱暴だと言わざるを得ません。むしろ、その教育委員のもとで、どのような形で各校長であるとか教育委員会の事務局に指示を出して、どのような教育体制を整えていくのか、教育を行っていくのかということがむしろ重要であるというふうに考えております。

また、道路の点についていえば、先ほどの話にもありましたけども、大阪市内の道路

行政は、他の市町村とは異なって、大阪市が一元管理していることで窓口が一本化されておりまして、住民にとってはむしろ便利なんですよね。このような点については十分に認識して、中核市では逆に府と市の双方に協議が必要だということで、むしろ大阪市の方がこれについてはすぐれているというような言い方もできるのではなからうかというふうに考えております。そういった体制の上で、首長は数多くの路線の個々の状況を把握しなくても、大阪市ではこれまで適切に管理し、対応できているものと我々は認識をしております。

以上のような点も踏まえまして、最後に13ページに改めて知事、市長への質問としてまとめさせていただいております。冒頭、花谷委員の方から説明をいただいた内容と重複するところが出てきますけども、まずもって経済の低迷と制度の見直しの関係ということで、これはまさに入り口論でございます。有効な対策を講じられなかったことが経済低迷の要因であるというならば、その有効な対策とは何かをお示しいただきたいと思っております。また、その対策によって大阪経済はどのようによくなるのか、その有効な対策を打つ上で、府市トータルの視点が十分でなかったことが問題というのはどのような点なんでしょうか。府市トータルの視点を確保するという観点から、大阪都にしなければできない対策、政策とは何かをお示しいただきたいと思っております。また、府市の関係、二重行政等ということで、大阪市を解体しないと解消できない二重行政とは何なのでしょうか。改めてお伺いをいたします。

最後に、住民自治といたしまして、政令市として提供可能な高度な住民サービスやスケールメリットを切り捨ててまで大阪市を解体して、中核市規模に再編することにより得られる住民メリットとは何か、大阪市でできていなくて府内中核市でできている住民サービスは何か、明確に具体的にお示しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

(浅田会長)

花谷委員と柳本委員にお尋ねいたしますが、今やっていただきましたプレゼンテーションの中には、会派の見解と言っているものと、それからある主張に対する反論、そういうものと、それから再質問に類するものと新たに加えられた質問、4通りぐらいに分かれると思うんですけども、扱いにつきましては、維新の大橋委員にお願いしましたように、この後、議論の時間を設けます。そこで何点が議論テーマにして議論していただいて、当然時間が足らなくなるのは見えておりますので、残りに関してはペーパーでまた提出という運びにさせていただいてよろしいですか。

(花谷委員)

結構です。

(浅田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、山中委員からペーパーを提出いただいております。ご説明をお願いいたします。山中委員。

(山中委員)

東京でも大阪でも大阪都構想に反対をしている日本共産党の大阪都構想についての意見を、この間の知事、市長の提案に沿って申し上げたいというふうに思います。

資料4を提出させていただいていますけれども、まず、一番最初の問題は、大阪経済の低迷と統治機構との関係で、それは第3回でも申し上げさせていただきましたので省略をします。こういう理由から、私たちは大阪経済の低迷を解消する大阪経済活性化のために2つの大阪を解消するというのは短絡的であり暴論であるというふうに申し上げたいと思います。

次に、これも大阪都構想、大都市制度を検討する上での前提の話ですけれども、広域と基礎というふうに区分けをすることにどういう意味があるのかということです。この間、この都構想問題、あるいは新しい大都市制度という議論の中で、広域は成長や産業を担い、基礎は生活や福祉を担うということが当たり前のように言われているわけですが、こういう区分けというのは地方自治法にもどこにもないわけですし、例えば広辞苑を引いて、「広域行政とは」というふうに引いてみますと、「社会・経済の発展にともない既存の府県・市町村の区域を超えた広い地域で行われるのを適当とする地方行政、またはその制度。道州制の類」というふうになっておりまして、私たちはこれを素直に受けとめるのであれば、広域というのはエリアの問題であって、何か広域が成長や産業を担って、基礎が生活や福祉の安定を担うという、そういう施策の事業や中身によるものではないという、そういう立場に立っています。

そういう意味で、それは別に大阪市だけが産業政策を行ってきたわけではなくて、府下大阪市以外の各市町村にしても、あるいはどんな市町村だって、やっぱり産業政策、経済政策、雇用の問題などは基礎自治体でも現実に重視をして取り組まれているものだと思います。ですから、この間やってきた中身のよしあしというものはともかくとして、私どもは経済施策、都市計画、あるいは港湾、交通、上下水道、消防等も立派な基礎自治体の仕事だというふうに思っています。つまり、大阪府は、そういう意味では市町村の域を超えたというエリアの問題でいえば、広域行政であると同時に、また市町村を通じているんな行政を行う間接行政でもありますし、一方で高校ですとか病院などで直接行政も行っているというふうに、突き詰めていけば、やはり基礎自治体の補完であって、重層的に住民サービスを行う役割を担っていると、そういうものだと思います。

一方、大阪市は、まさに260万市民、一部の施策については350万昼間人口へのサービスと、そこで住み暮らす人たち、222平方キロメートルの市域内のインフラ整備を行っているという紛れもない基礎自治体であって、前回、浅田会長の論点整理の中で、日本共産党も現状を大阪市は広域と基礎を行っているという、そういう論点整理をしておられましたけれども、私たちは、大阪市は紛れもなく基礎的自治体であって、広域行政を行っているのではないというふうに現状認識をしています。

地下鉄など色々言われますけれども、地下鉄だって、やはり基本的には260万市民で、流入・流出ということも踏まえた上で、昼間人口の皆さんの方たちのことも考えながら、やはり生活に必要な交通ネットワークとして整備をしてきた、そして、一定技術的に可能な限りは、先ほどもありましたけれども、市域外への整備も進めてきたという、

やはり基礎自治体がすべき仕事としてこれもやってきたというふうに認識をしています。

次、3ページですけれども、もう1つの大都市制度の上での前提ですけれども、二重行政についてです。これも色々と言われてはいますが、私たちは、この二重行政については、やはり基礎自治、広域自治体が類似の事務事業を実施して、そのことが住民の皆さんに不便をおかけするだとか、つまり二重の手続だとかという、そういうものについてを言うのであって、今色々二重行政として取りざたされているものについては、基本的には病院であれ、高校であれ、体育館であれ、図書館であれ、信用保証協会であれ、工業研究所と産業技術総合研究所、あるいは港湾などについては、基本的には住民の皆さんのニーズがある、広く府下の皆さんからも利用されている、そして事業の棲み分けもなされているというふうに認識をしています。

一つ一つについては具体的に検証をして、本当に無駄なものがあるのかというのは、やっぱり検証していくということは必要だと思いますけれども、何でもかんでも二重行政だというレッテルを張って統廃合するということは、これも乱暴だし暴挙だというふうに思います。とりわけ病院などについていえば、例えば住吉市民病院などは、これはもう必要なものだという上に立って建て替えが決まっていたわけですし、現在も本当にたくさんの地域の方たちから何としても残してほしいという、そういう声が上がっているものです。こういうものまで乱暴に統廃合をするということは、やはりこの手法は住民の皆さんへのサービス低下につながっていくだろうと、そうやって財源を浮かすということが目的なのだろうと、現在の市政改革プランも既にそうだというふうに私たちは認識していますが、こういう二重行政というレッテル張りというのは、こういうものだと思います。

4ページですけれども、大阪都構想に対する私たちの意見ですけれども、そもそもやっぱり大阪都構想というのは、ここにありますように、大阪市の財源や権限、あるいは財産などを府に集中しようというものです。この辺は、財政調整などはまだだと思いますけれども、いずれにしても、本来であれば市町村税であるべき固定資産税であるとか都市計画税、法人市民税を都税としてしまう、あるいは地方交付税、宝くじ、そういう問題ですとか、あるいは特別区に分けられないような膨大な資産、関電株、未利用地、地下鉄などについては府に召し上げられてしまう、府というか、都に召し上げられる、そして高速道路や国道などの都市計画決定の権限についても都に、これは現行法制下ですけれども、こういうふうなもので、この結果として1つの大阪をつくり、そして、第3回でも申しあげましたように、淀川左岸線延伸部などに集中投資をしていく、そして、私たちが一番今の大阪のしんどさの大きな原因になっているだろうというふうに認識しています。90年代の巨大公共事業への集中投資の失敗、こういうものをまた繰り返すということになるだけであって、大阪経済はこのやり方ではよくなるというふうに思っています。

そのもとでできる基礎自治体についてですけれども、こういう結果として、特別区、あるいは特別自治区は、まさに半人前の自治体にならざるを得ないだろうと、幾ら中核市並みの権限を付与するというふうに言われましても、それはまやかしかであるというふうに私たちは思っています。

それは、資料の1につけておりますけれども、これも現行の特区制度ということ的前提にした上ですけれども、市税等の6割に満たない収入しか特別区には入ってこない。その一方で、コンピューターシステム、ITシステムの再構築だとか、様々なコスト増、そういうものがある一方で、現在、大阪市としてスケールメリットも生かしながら一元的にやっています国民健康保険、介護保険、あるいはごみ処理、斎場、上下水道、公営住宅等が、もう各特別自治区では単独では多分事業執行できなくなるという半人前の自治体にならざるを得ないというふうに思います。

結果として、ニア・イズ・ベターですとか、色々と言われているような住民のニーズに合った施策というのは、結局かけ声だけになる、そういう恐れが非常に大きいと思います。なぜならば、特別自治区になったところでシビルミニマム的な仕事というのは絶対にやらなければならないのは決まっているわけでして、そうすれば、こんなに潤沢な余剰財源が生まれて住民のニーズが実現するということではなくて、仮にその特別区の特性を生かして何かを拡充すれば、結局ほかを削らなければならないというのは目に見えていると思います。現に今の大阪市でもそういうことは起こっているわけですが、一層ひどくなると。それは、先ほど言いましたように、収入は減る、コストは増えるということで、ますますやっぱり住民サービスは低下をする、住民にとってはメリットがないというふうに思っています。

それから、特別区、特別自治区とした場合の1つの大きな問題は、この特別自治区間の格差が、今は大阪市としてやっているから顕在化をしないというか、大阪市全体ですから当然顕在化するはずがありませんが、こういうものが顕在化するというのは、収入、税収などについては、この間、資料を何度も見せていただきましたので、財産、例えば市営住宅ですとか保育所、幼稚園、公園などについての資料を資料 ということにつけさせていただきました。こういうことが顕在化をしていくというふうに思っています。

じゃ、私たちは、さりとて、前回3回でも言いましたけれども、今のままの大阪市あるいは住民自治でよいというふうには思っていないで、我々の考える住民自治について若干申し上げておきたいと思います。

6 ページです。

私たちは、やっぱり今、大阪市の中で住民自治を充実させていく上では、やはり都市内分権に本腰を入れていくということが非常に重要だと思っています。大阪市を含めて大都市は、現在それができているかどうか、あるいはこれまでできてきたかどうかは別として、区役所機能の中に住民自治につながっていく、住民自治を発現させていくような制度的条件が、ここに記しているとおりに存在していると認識しています。地域総合行政機関、あるいは個性あるまちづくりの拠点にもなる、そういうものでもある、市政と区民のパイプ役、自治の拠点、効率的な行政執行、こういうものの制度的条件をちゃんと現在の大都市の区役所は備えていると、これを最大限生かして都市内分権を本格的に進めていくことが大事だと思っています。

なぜその都市内分権という方が、我々は特別自治区にすることよりも住民自治が進むだろうというふうに認識をしているかという、幾つかありますけれども、区長公選という形で、これが区民の民意が反映されて、住民に近いところでいろんなことが決まっていくというおっしゃり方はよくされますけれども、選挙結果が民主主義という、結果重

視の多数決型の民主主義というのもあるとは思いますが、そういうものもあるとは思いますが、どちらをより重視すべきなのかという点でいうと、私たちは住民間の相識関係に欠ける大都市ほど、やっぱりむしろ合意形成型の民主主義を政策的に重視していくべきではないかと思っています。たくさんの人たちが入れかわってお住まいになるこの大都市で多数決という形で決めるというのは、やっぱり瞬間多数決、あるいはその都市の歴史を踏まえない人たちも含めての多数決という点でいえば、やっぱり時間がかかっても合意形成型の民主主義を採用すべきだというふうに思っています。そういう意味で、区長公選という形よりも、やっぱり実践的に区民自治が進むという制度設計をしていくことが決定的に重要だと認識しています。

その1つは、区役所機能について、より区役所の体制を充実させていく。大阪市でも以前は区役所にあった教育係だとか、あるいは保健所、区役所の中じゃありませんけど、区にあった保健所などをむしろ無くしてしまって区の機能を弱めてきていますけれども、区役所にしっかりとした体制を置くこと。同時に、これは区役所の職員だけではありません。大阪市の職員全体が、誰よりも住民を一番大事にする、住民と向き合うという、民主的で、そして分権型の職員集団に変わっていくということが区役所には求められていると思います。

一方、同時に、区の中に、我々はずっと提案していますけれども、区政会議のようなもの、審議機関を条例設置して、区域内の公の施設の改廃など、重要事項については区政会議にちゃんと意見を聞くことを市長に義務づけるとともに、区政会議の場はいろんな自発的な提案も行えるようにしていく、そして、市はこの意見について公式的に受けとめて、異なった結論を出す場合には説明責任を負うという拘束力があって、制度的で公式的な区民の審議機関をつくっていくべきだと思っています。同時に、その審議機関と両輪として働く地域の活動団体については、行政がしっかりと活動拠点ですとか資金、人材育成などについて支援を行いながら、これが各地域で活発に活動が進む中で、いろんなところで活動している人たちの声がきちんと区政会議に反映され、そして、それが公式的に市政に反映されると、そういう形の都市内分権、住民自治を私たちは進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

(浅田会長)

ただいまの説明について、ご質問、ご確認等はございませんでしょうか。

それでは、これから協議に移らせていただきたいと思いますけれども、今、各会派からプレゼン、資料説明をいただきましたけれど、こちらで整理させていただきますと、条例の中身にかかわることと、そうでないこと、すなわち進め方に関すること、条例の中身に关しましてもレベルが様々でありまして、各会派のご主張がありましたし、ある会派の主張に対する反論がありましたし、再質問がありましたし、新たな質問がありました。広がりにおいても深みにおいても、これはマトリックスを作るだけでかなり分類する必要が出てくるとは思うんですけれども、大きく分けますと、条例が想定している制度議論、それから協議会の進め方に分かれると思います。私としましては、今日、かなり制度の中身について、すなわち条例が想定している中身についての議論、ご説明があ

りましたので、それをしっかりやらせていただいた上で、最後に進め方について確認させていただくという方向で進めさせていただきたいと思っております。

まず、一番発言時間が長かったと思えますけれども、制度の必要性、それから広域自治体のあり方、基礎自治体のあり方について協議していきたいと思えます。維新の会と自民さんからのご提案資料の中に書かれてある質問事項等が一番たくさんあったと私は思っておりますので、これから議論していただきまして、尽くせぬ部分は整理しますので、文書でご提出いただくということで進めていきたいと思えますので、ご了承願います。

それでは、本当に時間の関係もございまして、色々ご意見が出されました。まず、今申し上げましたように、制度の必要性、それから広域自治体のあり方、基礎自治体のあり方につきましてご協議いただきたいと思えます。何回も申し上げておりますけれども、ご発言の際は挙手をしていただきまして、私の方から指名させていただきます。それで、インターネットで配信しておりますので、できるだけマイクの前でマイクに向けてご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

はい、松井委員。

(松井委員)

まず、この自民党さんからの知事、市長への質問で、僕の方からは経済の低迷と制度の見直しの関係、府市の二重行政の解消の部分をお答えしたいと。基礎自治、住民自治については市長からまた話をさせていただきたいと思えます。

経済の低迷と制度の見直しの関係についてですが、経済というのは、もう委員の皆さんご存じのように、需要と供給のバランスとスピード感だと、こう思っております、この需要と供給のバランスとスピード感を持った経済政策を実施するためには、2人のリーダーではなかなか意見が合わないときに民間のニーズに合う経済政策ができないということです。

具体的に申し上げます。今、知事の仕事をさせていただいております、様々な企業の方々、大阪の場合は中小企業が多いので、そういう方々とお話をさせていただきます。非常にこのデフレの経済の中、自らの製品に対するコスト、こういうものの削減を求められていると。そのコストを削減するときには、やはり流通インフラだとか社会資本のインフラ、それに対するコストというものを是非見直してほしいということも言われています。例えば港です。港から海外へ物を出すときに非常にコストが高くてついでいます。「そういうものを見直しできませんかね、知事」と言われます。そのときに、大阪港については、今の制度では市長のご了解をいただかないと、その企業の事業者の皆さんに答えることもできません。今は府市統合本部という個人的な人間関係がありますので、ホットラインで電話をつなげて、市長、もうこういう方向で企業の方に返事したいけど、オッケーね、大丈夫ですかと今はすぐ答えられます。ところが、僕と橋下市長だからそういうラインがつながっていますけれども、皆さん、ご存じのように、橋下知事、平松市長の頃、そういうホットラインで物が決められたのかと。これは2つの役所があるから物が決定できなかったということです。個人的なつながりの中でやってきているので、経済で今活動されている皆さんにすぐさま情報を伝えられている、これがまさしく

今までの制度では実際に企業で活動されている事業者の皆さんのニーズに応えられなかったと、制度が悪かったと、経済の発展に齟齬を来してきたということでもあります。

もう1つ、自民党さんの中で、府市統合本部でいろんな議論をして二重行政がなくなってきたからいいじゃないかという話がありました。まさにこれは、府市統合本部を設置しているのも、橋下市長と僕とそれぞれが同じ思いで各議会にもご了解を得て、議会にご報告をしてこれを設置しているわけで、どちらかが考え方が違えば、この統合本部の設置すらできない。できなければ、自民党さんが言われるような二重行政の解消、今はできているけど、全く進まないという現実を是非、これは自民党さんから今、府市統合本部でできているじゃないかという話ですので、それがなければできていないということです。だから、大阪市を今の行政体でやっていれば、そこにリーダーができます。このリーダーがそのときの知事である誰かと考え方が違う方がなれば、統合本部の設置すら無理だということでもあります。

それと、1つだけ申し上げたいんです。水道事業のお話もありました。水道事業の料金が安い、それは今の現状で安いということはいいいことだと思います。この間も水道事業を担われている企業団に入られている市長さんのお話を色々聞いてまいりました。今後、今、水道管の方は老朽化が激しくて、更新の時期に来ているということです。これをどう更新していくか、そのことについて一元化をして、そういうコストを下げていることを更に考えていきたいと。これが今、この水道の統合をしようというのは、花谷委員が自民党にいらっしゃるとき、そのとき僕もいてましたけど、そのときになぜ統合できなかったのかといえば、当時の、今、市議会の皆さんは維新の会に移ったり自民党にいらっしゃる方がいらっしゃいますけど、当時の市議会から大阪市水道は市域以外の水道より安いから統合する必要ないというキャンペーンをされたわけです。だから、それはなぜできたかといえば.....。

(木下委員)

誰がしたんや。

(松井委員)

誰がしたのかは言えますよ、きちっと。それをきちっとそういう形で、当時自民党の議員団の中でそういうチラシをまかれた、こういう事実があって、そのことによって、現在まず企業団で水道は今成り立っていますが、今度コンセッションを取り下げた大阪市の加入を、今度はまたそこがちょっと難色を示しているというような状況、それが一番府民の安定、安価な水道をこれから持続可能にすることについて一番命題となっている部分です。

(花谷委員)

ちょっと会長、すいません。

(浅田会長)

橋下委員を指名しています。橋下委員、ご発言を。

(橋下委員)

いいですよ。

(花谷委員)

いいですか。長々のご丁寧にご答弁いただきましたけども、何もそんなこと聞いてないんですよ、知事。大阪市を消滅させないとできないのは何ですかと聞いているんです。

(松井委員)

だから……。

(花谷委員)

だから、例えば港の問題も……。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。ちょっと待って、待って。

(花谷委員)

港の問題もポート・オーソリティにしたらいいいじゃないですか。大阪市と大阪府がそれぞれ1つのものをつくったらいいんでしょう？ ポート・オーソリティをつくれるじゃないですか。兵庫県や尼崎や神戸市とも一緒にできるじゃないですか。大阪市を解消、消滅しないとできないのはなんですかと聞いているんです。府市統合本部だって、実績がこれから上がってくるんでしょう。でも、この中で今、府と市があるじゃないですか。大阪市を消滅させないとできない二重行政って何なんですかと聞いているんですよ。それに答えていないですし、要らんことばかり答えていますよ。

(松井委員)

会長、答えます。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

大阪市を消滅しなくても今はできる体制だということだけなんです。これが僕と橋下市長の個人的な関係であるということをご理解いただいていますか、府市統合本部ができたのは。そこはご理解していただいているんですね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

話を知事はすりかえるからだめなんです。府市統合本部がやっている機能と政令市、大阪市を消滅させるということは全く違うんですよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

府市統合本部は、個人的に政策、方向性が一緒だから、今、統合本部が設置できているということは認めていただけますかね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

知事、質問の意味がわかっておられないと思うんです。我々は大阪市を消滅させないといけない根拠をつまびらかにしてくださいと言うてるんです。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

大阪市を消滅させるのではなくて、大阪府、大阪市とも新しい役所の制度につくり変えるということです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

じゃ、わかりやすく言ってください。今の府市統合本部がやっている仕事の中で、府と市の解体をともしないとできないものってあるんですか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今、府市統合本部で二重行政の解消の議論をしていると。これはA、B、Cの項目、色々あります。これが今はまだ作業の途中です。それができ上がったとき、大阪府と大阪市が違う形の自治体が変わっていなければ、それはその時の知事、市長が我々と全く意識の違う方がなれば、また今A、B、Cを統合しようとしているところを元へ戻せ

てしまうようになるんです。元に戻せてしまうようになるということです。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

知事、僕が聞いているのがわかりませんか。政令市がなくなるとできないものは何ですか聞いていますよ。今できているじゃないですか。だから、府市統合本部で今は協議を色々やってもらって、その中で政令市を解消しなければ、消滅させなければできないものがあるまで待てというんやったら、それまでこの議論はとめますよ。とめないといけない。だから、今、明らかに政令市を消滅させないと1つにならないものって、二重行政の解消できないものって何ですかと聞いているんです。

(橋下委員)

会長、いいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと自民党のこの資料はすごい問題があるなと思うんですけども、1つの言葉を自分たちのとらえる角度だけで表現している。例えば、二重行政の解消というの、今議論がかみ合っていないのは、既にできてしまったこの二重行政、今ある二重行政ですね。これはみんながやっぱり負、マイナスだというふうに感じている。このもう既にできてしまった二重行政、これを解消していく方法としては、これは花谷委員が言われるように、別に都構想という都というものをつくらなくても、大阪市、大阪府でこうやってトップ同士が連携してやっていこうと思えば、今既にでき上がってしまったマイナスのものを解決していこうというのは、やり方はいろいろあると思います。ただ、これは財源問題に最後はぶつかります。これは絶対に乗り越えられません。府と市2つが存在することによって、どっちが今、財政法上、それぞれ大阪市の方に府がお金を出すとか、市が大阪府の方に、府が大阪市の方に、これはできないので、最後お金のところで絶対つまずきますが、ただ、これは確かにマイナスの、今既にでき上がった二重行政を解決していく方法としては、このような形で府と市を残して一生懸命協議しながらやっていくということは可能なんです。二重行政の解消というのはそういう意味じゃないんですよ。それはずるいですよ、自民党さん。今でき上がったマイナスのものを解決するんじゃなくて、今後、二重行政というばかな行政はやめていきましょうということなんです。だから、これは府と市があったからこそマイナスの二重行政が

積み上がってきたわけじゃないですか。そしたら、過去に都制度があれば、こんなばかげた二重行政のマイナスの負というものは積み上がってこなかったというのが僕らの議論ですよ。だから、そこは花谷委員、大阪市をなくす、要は都制度でしか解消できない二重行政は何なんだ、何なんだと言うんですけども、それはまさに今もう見えないものです。今後、都制度になれば不合理な二重行政は生まれません。すべて生まれなくなるようになります。それは全てとは言いませんけども、少なくとも二重行政というものはもうなくなるんです、今後、都制度になれば。

まず僕に言わせてください。

だから、問題は意思決定機関が2つあるということなので、二重行政というのは、だって意思決定機関が1つになれば二重にはならない。確かに無駄な行政は生じるかもわからないけれども、少なくとも二重行政というものは、制度がきちっとできれば二重行政は生まれなくなります。今ある負の二重行政の解消の仕方は、それはこの都制度にしなくてもいろいろ協議をやりながら解決できると。だから、二重行政の意味がまず違うということです。僕らの言っている二重行政解消というのは、今後2つの意思決定機関によって二重になるのは生まれません。

それから、一番重要なところは経済の問題なんです。これもずるいのが、必要十分条件の議論を完全にすっ飛ばしていますよ。これは経済をきちっと成り立たせようと思えば、僕らがずっと言っているのは、政策と、政策を実現する装置と、この2つがそろって初めて経済成長が見込めるのではないですかというのが問題提起です。ですから、これは経済を成長させるために、都構想というものが必要条件であって、もちろん十分条件じゃないから僕はこのように答えたわけですが、都構想は組織論だと。制度をつくったからといって直ちに経済成長するわけではないけれども、次に生かしますよ。この間の議事録を見てもらったらわかりますけど。しかし、経済成長させるためには都構想が必要条件だということ、僕はずっと言っていますよ。1つが欠ければ経済成長しませんというのが僕らの考え方です。だから、都構想だけでは直ちに経済成長には結びつかないかもわからないけれども、これは都構想は必要条件であって、これに政策が合わさって経済成長が見込めると。だから、今、都構想というものがなければ、2つの意思決定機関の存在のままであれば、どれだけいい政策が打ち出されても成長は見込めませんよというのが僕らの理屈ですから、ずっとこの4ページなんかは全く必要十分条件の理屈から外れて、ちょっと論理矛盾ですね。

それから、いや、まだあります。まだまだあるんですが、もうそろそろやめておきます、時間がないので。

あと、後で多分木下委員と激論になるから、さっきの冒頭の質問のことで、何ですか、僕の発言によって真摯に協議に応じているのにどないだと言うんですけど、そんなことを言うんだったら、政治姿勢が問題だなんていうのは、こんなのはとんでもない発言ですよ。そしたら、市議会のお二方で結構ですから、少なくともホームページで僕のスケジュールを見てもらうなり、担当部局にどういうことの仕事をしているのか、それから、市議会のお二方のここ1カ月でも、僕が就任直後からのスケジュールを見せてくださいよ、どんなことをやっているのか、議員の皆さんが。僕が今、市長業務として、どういうスケジュールで何の仕事をして、どういうことをやっているのかを見てもらえば、

それは政治姿勢が問題だなんて軽々しく言えないはずですよ、そんなのは。それは、何もやらなくて、誰とは言いませんけども、それは区民まつりや何やらそんなことばかり回るような、そういうような仕事をやれといったら、それはそれもあるのかもわかりませんが、そんなもん今はできませんよ、そんなのは。1つだって、この間だって新聞に出ていましたけど、内部告発したあの河川事務所の職員、あれはちゃんとチェックしてくれないから、あんなのを懲戒免職にしたもんだから、あれ1つやるだけで何時間かかって控訴取り下げっていう判断を下したんです。それは市長業務ってなめ過ぎですよ、そんなのは。政治姿勢が問題だって言うんだったら、まず僕のどこが問題なのか、どこに時間的な余裕があるのか、どこに仕事の無駄があるのかをしっかりと指摘してから政治姿勢が問題だなんていうふうに言ってもらいたいですよ。僕は地元のところに行っているいろいろ話を聞きたいですよ。いろんな行事に行きたいですよ。お二方なんか、選挙のことを気にしてしょっちゅうしょっちゅういろんなところの行事に出ているのかもしれないけども、何一つ行けないですよ、僕なんか。こんなのは同じ公選職の立場だったらわかるでしょう。そんなの地元に行ってコミュニケーションをとるのが公選職の一番のかなめだっていうことはわかっているのに、それが行けないんですよ。別に暇にしている、何か怠慢しているわけでもない。そういうこともわからずに平気で政治姿勢が問題だって言うんだったら、今の政令市の大阪市長の業務、今までの市長が何をやっていたかなんか知りませんが、そういうものを見てもらって、これでも更に地元の地域実情を把握するためにどういう活動ができるのかということをしっかり示してください。

まあ言いたいことは山ほどあるんですけども、これぐらいでやめておきます。

(浅田会長)

東委員。

(東委員)

いつもこの議論の場は、本当に知事、市長と、それから自民党さんが発言ばかりで、なかなか我々も意見を言える場が狭みにくいということで、ぜひ我々も意見を言わせていただきたいと思っています。

花谷委員からもちょっと色々とお話をいただいておりますけども、二重行政とかそういったことに対する反論もあるんですが、そもそもやはり大阪府という全国都道府県の中で2番目に狭い面積を持つこの大阪府の中に、大阪府と大阪市と2つあって、大阪府は市域外、そして大阪市は大阪市域ということで、まるで大阪府の中に2つの都道府県が存在するような形で今まで行政を行ってきたという根本的な問題があると思うんです。そんな中で二元行政というものがこれまでやられてきて、そして、その弊害がやっぱり二重行政というものを生んできた。これからはやっぱり二重行政をなくしていくためには、そこの根本的な仕組みを変えていかなかったら、これだけ今、経済情勢も大変厳しい中で、大阪府の力と大阪市の力、一元化できるところは一元化して、力を大きくして大阪をより発展させていく仕組みをつくっていくべきという新たな仕組みを考えていくことが、これからの未来の大阪にとっては大変大事だとい

うふうに思っております。

それから、基礎的自治体、そんな中で広域行政と基礎的自治体をしっかりと役割分担を見直していくということが大変大事だというふうに思っております。

それから、基礎的自治体、今のやっぱり大阪市というのは、260万人ということで大変大き過ぎて、地域の課題を解決できるような仕組みにはなっていません。これは住之江区だけでないかもしれませんが、住之江区では区長と大阪市議員と府議員と全員合わせると7名になるんですが、7名で住之江区の地域的な課題を解決しようということで、私が議員になってこの10年間ずっと懇話会というものをつくって、地域の課題を解決するために議論をしてきたけども、1つも解決されたことはありません。私は本当にびっくりしたんですけども、いつも言われることは、説明に来られるのは、大阪市の中の島の方から局の方が説明に来られるわけですけども、やはり常に言われるのは、大阪市としてこれまでやってきたことがないからというふうな意見でした。

1つ事例を挙げさせていただくと、これはようやく検討するというふうに、昨年ですけども、びっくりしたのが、住之江区にはニュートラムというのがあるんですけども、ニュートラムに直結するエレベーターというのがないんですね。ニュートラムというのは上の方にありますので、ニュートラムに地上から直結するエレベーターを是非つくるべきじゃないんですか、南港にはありますよというふうなことを言うんですけども、いや、それは今までそんな事例はありませんと。で、天王寺で今度ハルカスというところで歩道橋にエレベーターをつけるというのができたので、ようやくそれができたから検討をするというふうな、大阪市が認めなかったら地域の課題を解決しないというふうなことで、なかなかこれまで地域の課題を解決するということは本当にできなかったというふうに思っておりますので、やはり区に予算の権限を付すことにして、区長を選挙で選び、そうしてやっぱり地域の課題をしっかりと解決していく、そういう制度に改めなかったら、これからの本当に高齢社会の多くの問題が出てくる中で、きめ細やかな行政サービスを提供するということはできないというふうに思っております。

以上です。

(浅田会長)

はい、柳本委員。

(柳本委員)

まず、住民自治のことにに関してなんですけども、私たちも今現在の大阪市政の状況で、これで十分だと思っているわけではありません。しかしながら、今、東委員もおっしゃったような内容も含めて、そしたら、それが本当に大阪都構想のもとで実現できるのかということに対しては甚だ疑問だと言わざるを得ないということなんです。例えば、ニュートラムの話をされましたけども、民営化とかいう話が出ている中で、その自治体とのかかわりとかもわからないと思いますし、それはちょっと置いておきまして、ただ、我々としても今の住民自治の状況というか、大阪市政の状況の中で、いいと、100%大丈夫と、ちょっと質問にもあったのでお答えしておきますと、特別自治区を設置しなくても、それで十分と考えると書かれておりますけども、これで十分と考えているわけ

ではありません。具体的に示してほしいというふうにも書かれておりますけども、このあたりについては若干説明の中でもさせていただきましたけども、今は十分ではありませんけども、これまででいうと、未来わがまち会議であるとか、これからでいうと区政会議であるとか、そういった形で区民参加をした上で色々意思決定過程を明確にすることによって、あるいは位置づけを強化することによって、そういった都市内分権の方向性は出していけるというふうに思っております。

それと、やはり気になるのが経済と都構想の関係なんですね。今日改めてお聞きすると、やはり経済成長のために大阪都構想は必要なんだというような結論なんですか。

(松井委員)

もちろんです。

(橋下委員)

もちろんですよ。当たり前じゃないですか。

(柳本委員)

そういう結論なんですか。

(橋下委員)

必要条件です。十分条件じゃないかもわからない……。

(浅田会長)

橋下委員、挙手して……。

(柳本委員)

そう考えますと、ただ、今まで経済発展の支障になってきたという表現、齟齬があったという表現をされてきたんですけれども、例えば、今日花谷委員の方から説明をさせていただきましたように、信用保証協会とか産業研究所とかについても、2つあるだけで、これが経済の発展の邪魔をしてきたというような理解はできないんですけれども、これも邪魔をしてきたんですか。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは、自民党さんの資料がずるいのは、都構想は経済の成長だけじゃなくて、それ

は合理化という話もあるわけですよ。今の組織の話というのは、信用保証協会にしても産業技術総合研究所にしても、これはダイレクトの経済成長の話じゃなくて、組織の合理化の話じゃないですか。それを全部一緒くたにして、それを経済だとか何とかということになるから、だから、それは成長の話と組織の合理化の話というところも、いろんな要素があるのがこの都構想の話ですけども、それと、ちょっと柳本委員、政令市として提供可能な高度な住民のサービスの切り捨てと言いますけど、一体何が高度なサービスなのかというのもしっかり挙げていただきたいんですよ。というのは、大阪市は高度なサービスというのは、議会の方は言いたい、議会の方はそう言うけども、それは他面から見ていたら、やり過ぎ、無駄というふうにもとらえられるところもある。それから、ずるいのは、ここ、サービス、サービスのことばかり言っていますけど、負債のことを何も言っていないじゃないですか。大阪市民は、全国で一番1人当たりの借金を負っている市民ですよ。それは大阪府と大阪市でダブルカウントの借金をあわせ持って、これは他の市町村と比べて大阪市の方はすごいサービスがよいと言っていますけども、他の市町村よりもはるかに1人当たりの借金は多いですよ、これ。東京都の23区だったら、1人当たり、都と区を合わせても60万ぐらい。大阪市民なんていうのは、大阪府と大阪市合わせて180万ぐらいの借金ですよ。だから、サービスがよい、よい、よいといろんなことを言っていますけど、その借金の部分もあまりにもあるというところも合理化をするというのが僕らの話。

それから、花谷委員、水道事業のところは、それもずるいですよ。都構想というか、2人でこういうふうに行っているからといって、同じ方向を向いたからといって水道事業は全然進んでいないじゃないですかと。府議会で水道事業企業団を可決してくれたじゃないですか。今、誰と僕は交渉しているのかといたら、松井知事と交渉しているんじゃないくて、42市町村と交渉しているんですよ。だからまだ進まないんですよ。広域行政戦略会議ですか、そんなものをつくったって何も進まないですよ。今の水道事業の統合問題を見てください。

まだ聞いてください、まだあるんです。

水道の問題、それもずるい。それから、借金の問題もはっきり言わないから、それもずるい。それから、何よりも一番重要なのは、これから少子高齢化時代を迎えて、大阪市の人口動態でも、もう人口があと十何年後か50年後に60万人に下がるとか言っている中で、財源は増えませんよ、著しくね。そしたら、我々自治体は何をやらなければいけないかというのと、サービスをどんどんどんどん上げていくんじゃないくて優先順位をつけることですよ。だから、広域行政については意思決定を1つにして、今後無駄に、いわゆる今までやってきたような負の二重行政というものを生まないようにするのと同時に、大阪市内で今一番重要なことは、高度な何か住民サービスを提供するなんて、そんな高度成長時代の夢を追うような話をしていたらだめなんですよ。そうじゃなくて、基礎的自治体の場合には限られた財源の中でどうやって施策に優先順位をつけていくのか、その施策の優先順位のつけ方が、267万人全体で優先順位をつけていくのか、それとも各区各区、それは規模はこれから30万から50万で考えていけばいいですけども、それぐらいに細分化された範囲で優先順位をつけていくのか、優先順位の問題についても全く触れられていない。

それから、区政会議で決定する、決定するというふうに柳本委員は言われますけども、柳本委員は西成区で予算編成権を持ったことがないから、基礎自治体の業務というものを見ていないからわからないでしょうけども、区政会議なんて、あんなのはサロンですよ。何も決まらないです、あんなところ。予算編成権を渡さない。予算編成権を渡すということになったら、民主的な正当性を担保するためにも、それは選挙で選ばないと。そんな職員に予算編成権を渡してどうするんですか。だから、これからの時代というものは、施策に優先順位をつけることと、それぞれの単位で予算編成権を持ってもらうという、この公権力、一番最大の権力を渡すというところ、そういう議論をしないと、これは自民党のペーパーはちょっと情けな過ぎますよ、僕は。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長、ずるいという言葉、そのままお返ししときます。あなた方がずるいと思います。経済成長、経済低迷は政令市が原因だとはっきり選挙でおっしゃっていて、だから、その解明をしてくださいよということでお尋ねしているんです。一個もそこを答えていないじゃないですか。

(橋下委員)

答えてますよ。

(花谷委員)

二重行政やったかって、過去にあったものは整理できる、じゃ、大阪市を解消しなくても整理できるって、もう一回言っているんですよ。

(橋下委員)

違います。

(花谷委員)

これから新しいものをつくらないようにするためには都構想をとおっしゃるけども、新しいものをつくらないように、みんな努力するために協議会があるんですよ。

(橋下委員)

できませんよ。

(花谷委員)

更には、最近に経済の低迷を招くような二重行政をつくってしまったんだったら、その例を挙げてくださいよ。我々は原因があって、はっきり結果があって、結果が維新さんから出てきていますね、データが。その結果は何が原因だったのか見きわめて、これ

が原因だから解決策をお互い話ししましょうというて、その解決策は都構想だとおっしゃるけども、我々は違う方法を提案しているわけですから、この原因の究明は当たり前じゃないですか。

(橋下委員)

わかりました。

(花谷委員)

それを一歩進んで次に行っておられるので、それはあなた方がずるいということ。待ってくださいよ、いっぱい言いましたから。

続いて、政策を実行するための装置だと、これはようわかります。ただ、我々はその政策をお尋ねしているんです。政策、大阪を元気にするための政策があって、それを実行するための装置なんです。逆ですよ。常に橋下市長は知事当時から組織ばかり言うんです。仕組みばかり言う、枠組みばかり言うんです。違うんです。それは手段であって目的は何ですか、やりたいことは何なんですかと。それをするためには、ああ、この装置しかないねということが我々はここで議論すべきことなんです。だから、政令市がなくなるとできない政策は何ですかと、明らかにしてくださいと言うてるので、それをお答えいただかないとあなた方がずるいと思いますよ。

もう1つ、水道事業ね。市長が今、話をしているのは水道企業団だとおっしゃった。水道企業団にしてくださいと言うたのは橋下市長ですよ。

(橋下委員)

そうですよ。

(花谷委員)

そうでしょう。これから1人のリーダーに話をするんだったら、また大阪府の水道局に戻すんですか。大阪府の水道局に戻して松井知事が一手にやるんですか。もとに戻すんですか。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

水道企業団は戻しませんよ。だから、リーダーが同じ方向を向いていてもまとまらないじゃないですかという事実誤認を言われたから、僕が相手にしているのは水道企業団ですよと言っているだけです。だから、水道企業団を相手に今一生懸命交渉している

ので、遅いじゃないか、遅いじゃないかというのは、それはこの都構想の話とは違いますよと言っているんです、そこはね。そうでしょうか？

(花谷委員)

いやいや、それは……。

(橋下委員)

いや、だって、前提が知事と市長が同じ方向を向いているのに全然議論が進んでいないじゃないですかと言っているから、僕は今、知事とは議論していませんよというふうに言ったわけですよ。

それから、経済成長の話ですけれども、政策の中身はさんざん府議会でも議論していたわけでしょう、これまで、政策の中身は。いや、だから、政策の中身が間違っていたんだったら、議会の判断が全部間違っていたんじゃないんですか。それは行政として過去にいろんな政策は出していますよ、それは。政策の当否だけじゃなくて、僕らの問題意識は、それは政策なんていうのは、これは行政をやっていればわかりますけども、1つの分野について幾つも幾つもいろんな政策があるわけですよ、それは。どれが悪い、あれが悪いじゃなくて。だから、僕らが問題視しているのは、この政策の中身の当否の問題だけじゃなくて、これを実行する組織のところの問題があるだろうというふうに言っているわけですよ。だから、政策論議するんだったら、都構想の話なんかしなくても、こんなの府議会、市議会でどういう政策をやったらいいかということを決めたらいいじゃないですか。実際に大阪の成長戦略を僕は知事時代にまとめたじゃないですか、成長戦略。観光戦略も、これから都市魅力戦略もこの間一本化しましたよ、府と市で。そのほかいろんな文化戦略から何から全部一本化していますよ。だから、政策論をやるんだったら、その中身についてどこがおかしいか言ってくださいよ。あれは全部出しているじゃないですか、GDPも2%成長を目指そうとか全部出して、ここは政策論をするんじゃないかと、次はこの政策を全部、じゃ、どうやってこれを実現していくのかということになったときの、その組織のあり方として、企業でもそうですよ、戦略を立てた後に、じゃ、これを実現するための組織はどうなんだという組織論を展開すると。今はその話をしているんです。

それから、大阪市がなくなる、なくなるとか言って、そういうふうに言いますけれども、僕らはいつも言っていますが、ゴジラじゃないんだから、そんな地域なんかを踏みつぶして全部なくしませんよ。これは大阪都構想をやったって商店街は残るし地域のコミュニティだって残るんですよ。それは、だって、どこでしたっけ、大淀区と北区ですか、あれが合わさって名前が大淀区はなくなったじゃないですか。じゃ、大淀区のコミュニティは消えたんですか。それから、どこでしたっけ、東区と南区、これは名前が消えましたよ、東区と南区で、中央区になりましたよ。あそこは焼け野原になっていませんか。なっていないじゃないですか。だから、ずるいのが、都構想というのは大阪市をなくすんじゃないかと、役所、組織を再編するだけの話ですよ。ここに府と市の職員がいるから、マンパワーを一緒にして最大限にマンパワーを発揮させようというのがこの都構想の話ですから、何も大阪市なんかつぶしませんよ。地域のコミュニティなんかつぶ

しませんよ。名前はどうなるかはわからないけども、役所の組織の再編なのに大阪市がなくなる、なくなる、なくなるなんて、それはずるいですよ。

(花谷委員)

はい。

(浅田会長)

ちょっと待ってください、もう時間をオーバーしております。あと、協議会の進め方についてご議論いただく必要があります。今日の議論は、各会派から出まして、それは徹底的にやる日を設けたいと思っておりますので。

(橋下委員)

合宿はどうなったんですか、合宿。合宿しかありませんよ、これ。

(浅田会長)

この協議会は、予算にかなり制約がありますので、大阪城でテントを張ってやるとか、そういうお金のかからない形で考えたいと思います。

(橋下委員)

行政マンに迷惑がかからないように、ここの公選職だけでやったらいいんじゃないですか。

(浅田会長)

はい、わかりました。参考にさせていただきます。

それで、協議会の進め方について、清水委員の方からご発言がありました。私の方から協議会の進め方について確認をさせていただきたいと思います。

最初の協議会で確認させていただいておりますけれども、この協議会での議論の進め方としましては、知事・市長案を提出いただいて、それに対して各委員の考える案も提示いただき、ご議論いただいているところであります。清水委員の方からご指摘がありましたように、これまで知事、市長から広域自治体の姿や基礎自治体の姿をお示しいただいておりますが、財政調整、区割りについては未だお考えが出ておりません。つきましては、条例の中のテーマにもなっております残余の課題であります財政調整について、次回9月10日の第6回目で、区割りにつきましては、その次の第7回目で協議した上で一通りの項目が出そろふこととなります。あくまで条例が想定している項目です。その後、基本的な方針を議論し、協議会としての方向性を決めていければと思っておりますが、皆さん方、この点に関しましてお考えをお聞かせいただきたいと思います。大橋委員。

(大橋委員)

先ほども申し上げましたように、29日に大都市地域特別区設置法案も可決されまし

た。先ほど来、自民党さんの方から色々議論されておりますけれども、前回、入り口まで来られたとおっしゃりましたけども、まだ入り口でずっと足踏みしているじゃないですか。法案が可決承認されて地元が足踏み状態って、これはどういうことなんでしょうか。条例は設置されて、法案も設置されて、やはりこの協議会としての責務、職責を考えた場合に、一定前を向いて進もうじゃありませんか。どうですか。

(浅田会長)

いや、お言葉ですけど、入り口よりも玄関、もう居間ぐらいまで入っていると思えますよ。今日の議論を聞く限り、広域のあり方、それから基礎自治のあり方、かなり突っ込んだところで議論が進んでいるように私は感じております。

花谷委員。

(花谷委員)

冒頭、ちょっと木下委員が言うてはりましたけども、特別区の設置法なんですね。この都構想反対矛盾点、橋下市長の言葉、その後、政治家をやめるか所属の政党をやめないとということの木下委員は質問しているんですけども、それと、大橋委員からもこの法律ができてんからということで、進めはるのは進めはったらええと思うんです。事実誤認がある、この記事がどうなのか知りませんよ。この記事が間違っているかどうかというのを木下委員は聞いているわけですけども、法律案の第1条、目的はご存じですよ。ご存じですよ、大橋委員、橋下市長。ご存じですか。

(橋下委員)

ええ、大都市の。

(花谷委員)

この中に大阪都の実現の賛否、もしくは異議、応援のメッセージ、そういったことが入っていますか。この第1条は、これは完全な手続法なんです。ここには特別区を設けるための手続並びに、そしてきちっと意見の申し出に係る措置について定めて、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。これは、我々も党本部に行って、PTで結構だと、これで結構やと、維新の会さんが国政に出ていく大義がなくなるから、地元で決めたことは、国は粛々と法律改正しますよと、だから住民投票の項目は必ず入れてねと、地元で決めてくると、それが地方分権だと、国会議員さんたちは別に大阪府、市長に対して個々にどの国会議員がどう言うてるか知りませんよ。我が党としては一度も都構想に賛成とも反対とも、党としてですよ、議論をしたことはありません。反対でも賛成でもありません。手続法についてはどうぞつくってくださいと。地元で我々府議団は慎重、市議員団もそれぞれのお考えがあると。でも、最終的に決めるのは住民なんです。住民の意思決定については我々だって従うんだから、国会議員さん、どうぞ法律を決めてあげてくださいと。そうしたら、国政に進出しはらへんからと、あの方たちは大阪都構想をするために地方政党を立ち上げたんだと、都構想ができたら解散するんだってずっと言うてはったから、必ず国政には進出しなと思いますよ、どん

どんどんつくってくださいと私は言ったんです。だから、ここところは、橋下市長がこういうコメントを本当に出しておられるのか、この記事が誤りなのか。ここに記事が、これはどこの新聞とは言いませんが、同一政党での国政と府・市議会との矛盾をつくことになると、これは記者のコメント、記者の考えだと思いますね。だから、記者さん、ご存じの方はしっかりご存じやと思うんですよ。こういう記事に、もし見出しも同じようになるようなことであれば、もうちょっとしっかりと勉強していただかないといけないんじゃないかなとお願いしたいです。

(橋下委員)

会長、今のことでいいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、記事は事実ですよ。全く事実誤認ではないですよ。僕は賛成・反対までしてくれと言っているわけじゃないです。僕は、花谷委員のこの公開の場で言っていた今の話で全部すっきりしました。要は住民投票で決めるわけですね。だから、そこまで案をつくらさせてくれるわけですね。ありがたいです。だから、法定協議会を設置していいわけなんですよ、それは。だって、法定協議会をつくらないと住民投票できないじゃないですか。それはずるいですよ。住民が決めるんだから、法定協議会をつかって案を住民に示しましょうよ。やりましょう、区割り案と財政調整制度、制度設計をやると。それは花谷委員、もう男に二言はない。だめですよ。

(花谷委員)

そんなん違う違う。

(橋下委員)

いや、男に二言はない。住民が決めると言ったんですから、じゃ、制度設計をつくりましょう。やりましょう、これは。ありがとうございます、花谷委員。

(花谷委員)

違う違う。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。

(橋下委員)

住民が決めるというのは何なんですか、それは。議員が勝手に否定しないでくださいよ、法定協議会を。だから、賛成・反対は要らないから、都構想について。

( 浅田会長 )

花谷委員、ご発言ください。

( 花谷委員 )

賛成・反対なしで都構想をつくれるはずがないじゃないですか。

( 橋下委員 )

いや、つくれますよ。

( 花谷委員 )

だから、推進派がプランをつくりはったらいいじゃないですか。

( 橋下委員 )

会長、協議会をつくらないとプランをつくれないうじゃないですか。だから、協議会をつくりましょう、まず、協議会をつくりましょうよ。だから、賛成・反対は住民投票で最後決めましょうと。だから、協議会をつくってプランをつくりましょうよ。

( 花谷委員 )

指名されてへんのにしゃべってはる。

( 橋下委員 )

いやいや、今、会長と言いました。

( 浅田会長 )

お互いにそうですから。

( 橋下委員 )

いや、もう終わりました。

( 花谷委員 )

いやいやいや、市長、それはずるいじゃない。

( 橋下委員 )

いやいや、だって、住民投票でやると言ったんですからやりましょう。

( 花谷委員 )

住民投票で決めたらいいんです。

( 橋下委員 )

だから、決めましょう。プランをつくりましょう。

(松井委員)

案をつくらなあかん。

(橋下委員)

案をつくらないと。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。協議会会長は、この会を総務するということになっておりますので、従ってください。

今回の議論はここで打ちどめます。残りの質問、再質問等について、文書で提出できるものについては、各会派にそういうふうにしていただきます。

それで、清水委員並びにその他の委員からご発言がありましたように、このまま粛々と条例にのっってこの協議会を進めさせていただきます。

次回、第6回目は9月10日月曜日の午前10時から大阪市役所で開催し、引き続き協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7回目以降の協議会の日程につきましては、もうとことんやれというふうなご要望がかなりありますので、その線に沿って調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議会を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。